

瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和 48.10.2 公布、昭和 48.11.2 施行)
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 53.6.13 公布、昭和 54.6.12 施行)
(※最新の改正法 令和 3.6.9 公布、令和 4.4.1 施行)

○瀬戸内海は、古来より優れた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であり、恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中し、昭和 40 年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景として、水質保全対策等を強力に推進することが要請された。これを受け、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、昭和 53 年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正された。

○同法の制定以降、官民の関係者の努力により海域に流入する汚濁負荷量が削減され、全体としては、水質に一定の改善がみられた一方、一部の海域においては、生物多様性・生物生産性(将来にわたる多様な水産資源の確保)に係る課題が指摘されるようになった。これを受け、平成 27 年に同法が改正され、基本理念として瀬戸内海を「豊かな海」とすること、環境保全施策について海域ごとの実情に応じて行うこと等が規定された。その後、令和 3 年の同法改正においては、海域の状況に応じて栄養塩類の供給も可能とする栄養塩類管理制度等が規定された。

(1) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(法第 3 条、第 4 条)

政府は瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は第 2 条の 2 の基本理念に則り、かつ、基本計画に基づき府県計画を定めることとされている。昭和 53 年に初めて基本計画を策定し、直近では令和 4 年に変更した。

(2) 特定施設の設置及び変更の許可制度(法第 5 条～第 10 条)

特定施設を設置しようとする者は、府県知事又は政令市長の許可を受けなければならない。

(3) 指定物質に係る削減指導(法第 12 条の 3)

りんについて昭和 54 年以降、窒素について平成 8 年以降、削減指導を実施してきた。現在では、水質汚濁防止法に基づく第 9 次水質総量削減により、CODに加えて窒素、りんについても汚濁負荷の削減を図っている。

(4) 栄養塩類管理制度(法第 12 条の 6～12)

栄養塩類の不足等によるノリの色落ち等の問題が一部海域で生じていることを受け、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定し、これに基づき周辺環境の保全と調和した形で特定の海域への栄養塩類供給を可能とする栄養塩類管理制度を創設した。これにより、栄養塩類について海域ごと、季節ごとのきめ細かな管理を順応的に行うことで、水環境の保全を図りつつ、生物多様性・生物生産性(将来にわたる多様な水産資源の確保)に貢献することを目指している。

(5) 自然海浜保全地区(法第 12 条の 13、14)

府県が条例に基づき自然海浜保全地区を指定することができる。(令和 5 年 8 月末現在 91 地区)

(6) 埋立てについての特別の配慮(法第 13 条)

公有水面の埋立ての免許について、府県知事は、第 2 条の 2 第 1 項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

(7) その他

- ① 下水道及び廃棄物の処理施設の整備の促進(法第 14 条)
- ② 漂流ごみ等の除去・発生抑制等の対策(法第 16 条の 2)
- ③ 海難等による油の排出防止(法第 17 条)
- ④ 環境保全技術開発等の促進(法第 18 条)
- ⑤ 赤潮等による漁業被害者の救済(法第 19 条)

注) 瀬戸内海関係府県: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県(2 府 11 県)